

広島県告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十年広島県告示第二百七十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・〇〇五号矢賀間所線

三 事業施行期間

平成八年十月二十一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成八年広島県告示第九百八十二号、平成十四年広島県告示第百八十四号及び平成十五年広島県告示第千五百四十二号の事業地のうち、広島市東区矢賀六丁目、温品一丁目及び温品二丁目地内において事業地を変更する

使用の部分

平成八年広島県告示第九百八十二号、平成十四年広島県告示第百八十四号及び平成十五年広島県告示第千五百四十二号の事業地のうち、広島市東区矢賀六丁目、温品一丁目及び温品二丁目地内において事業地を追加する